社団スキームの運用法

社団スキームを活用のひとつに「企業間の人材移動」に関して出入国在留管理局法に外国人の　企業内転勤で海外からの転勤者に就労 VISA が発給されます。

外国人を海外からご採用の事業所さまは企業内転勤制度のご採用を下記のご選択が可能です。

１．　自社に必要な人材に限り転勤採用する。
　　弊社団のベトナム関連企業から転勤者を単一的に招聘して戴きます。

２．　自社及び日本国内の関連会社や協力会社とグループが団体的に一つの申請の事業所となって継続的に人材採用する。
　※この場合のグループの在り方は御社が「直接的」「間接的」のいづれかをご選択です。
　　グループの代表会社がグループ内に必要な総人材数を採用して、傘下企業に支援人を配属する人事体制です。
　※グループ法人内の移動なので派遣では無いことをご認識戴きたくお願いします。

３．御社が関連会社や協力会社を弊社にご紹介頂き、関連会社や協力会社さまと同様なお世話をさせて戴くことも併せてご検討をお願いしたいです。

現在、弊社団管理センターは２．を事業運営して業務を一般社団法人 海外技術交流社団に業務委託して行っています。

単チラ【告知】転勤者のVISA条件.pdf

単チラ【告知QR】転勤者のVISA条件.pd